

既存住宅における省エネ改修促進事業実施要綱 新旧対照表

新	現行
<p>第1及び第2 (現行のとおり)</p> <p>第3 用語 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>1から3まで (現行のとおり)</p> <p>4 高断熱窓 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る。以下同じ。)、先進的窓リノベ事業又は<u>みらいエコ住宅事業</u>において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスをいう。</p> <p>5 (現行のとおり)</p> <p>6 断熱材 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又は<u>みらいエコ住宅事業</u>において、補助対象となる製品として登録されている断熱材をいう。</p> <p>7から9まで (現行のとおり)</p> <p><u>10 住宅の所有者等 住宅を所有する個人又は法人、その他公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)</u>が別に定める者をいう。</p> <p><u>11から14まで</u> (現行のとおり)</p>	<p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 用語 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 高断熱窓 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る。以下同じ。)、先進的窓リノベ事業又は<u>子育てグリーン住宅支援事業</u>において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスをいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 断熱材 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又は<u>子育てグリーン住宅支援事業</u>において、補助対象となる製品として登録されている断熱材をいう。</p> <p>7から9まで (略)</p> <p><u>10から13まで</u> (現行のとおり)</p>

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

（1）次項（1）から（4）までに規定する、助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）を設置する住宅の所有者等又は管理組合

（2）（現行のとおり）

2及び3 （現行のとおり）

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象の種別ごとに次のとおりとする。ただし、助成対象設備の設置に係る材料費、工事費又は保険料及び検査料について国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

なお、それぞれの助成対象に対する助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）高断熱窓及び高断熱ドア

一 助成金の交付額は、工事により設置する対象製品の性能及び大きさに応じて、次のアからオまでの一か所又はガラス一枚当たりの額（以下「助成単価」という。）の合計の額とする。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

（1）次項（1）から（4）までに規定する、助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）を設置する住宅の所有者又は管理組合

（2）（略）

2及び3 （略）

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象の種別ごとに次のとおりとする。ただし、助成対象設備の設置に係る材料費、工事費又は保険料及び検査料について国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

なお、それぞれの助成対象に対する助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）高断熱窓及び高断熱ドア

一 助成金の交付額は、工事により設置する対象製品の性能及び大きさに応じて、次のアからエまでの窓一か所又はガラス一枚当たりの額（以下「助成単価」という。）の合計の額とし、一住戸当たり1,300,000円を上限とする。

ア 内窓設置

窓1か所当たりの面積 グレード (熱貫流率)	<u>4.0 m²</u> 以上	<u>2.8 m²</u> 以上	<u>1.6 m²</u> 以上	<u>0.2 m²</u> 以上
	<u>(特大)</u>	<u>未満(大)</u>	<u>未満(中)</u>	<u>未満(小)</u>
P (1.1 以下)	<u>133,000</u> 円	<u>106,000</u> 円	<u>72,000</u> 円	<u>46,000</u> 円
S (1.1 超過、 1.5 以下)	<u>82,000</u> 円	<u>65,000</u> 円	<u>44,000</u> 円	<u>28,000</u> 円
A (1.5 超過、 1.9 以下)	<u>32,000</u> 円	<u>26,000</u> 円	<u>18,000</u> 円	<u>12,000</u> 円
B (1.9 超過、 2.3 以下)	<u>20,000</u> 円	<u>16,000</u> 円	<u>13,000</u> 円	<u>10,000</u> 円

イ 外窓交換 (はつり工法、カバー工法)

窓1か所当たりの面積 グレード (熱貫流率)	<u>4.0 m²</u> 以上	<u>2.8 m²</u> 以上	<u>1.6 m²</u> 以上	<u>0.2 m²</u> 以上
	<u>(特大)</u>	<u>未満(大)</u>	<u>未満(中)</u>	<u>未満(小)</u>
P (1.1 以下)	<u>277,00</u> 0円	<u>220,00</u> 0円	<u>163,00</u> 0円	<u>109,00</u> 0円
S (1.1 超過、 1.5 以下)	<u>187,00</u> 0円	<u>149,00</u> 0円	<u>110,00</u> 0円	<u>74,000</u> 円
A (1.5 超過、 1.9 以下)	<u>147,00</u> 0円	<u>117,00</u> 0円	<u>87,000</u> 円	<u>58,000</u> 円

ア 内窓設置

窓1か所当たりの面積 グレード (熱貫流率)	<u>2.8 m²</u> 以上	<u>1.6 m²</u> 以上	<u>0.2 m²</u> 以上
		<u>2.8 m²</u> 未満	<u>1.6 m²</u> 未満
P (1.1 以下)	<u>53,000</u>	<u>36,000</u>	<u>23,000</u>
S (1.1 超過、1.5 以下)	<u>43,000</u>	<u>29,000</u>	<u>18,000</u>
A (1.5 超過、1.9 以下)	<u>17,000</u>	<u>12,000</u>	<u>8,000</u>
B (1.9 超過、2.3 以下)	<u>11,000</u>	<u>9,000</u>	<u>7,000</u>

イ 外窓交換 (はつり工法、カバー工法)

窓1か所当たりの面積 グレード (熱貫流率)	<u>2.8 m²</u> 以上	<u>1.6 m²</u> 以上	<u>0.2 m²</u> 以上
		<u>2.8 m²</u> 未満	<u>1.6 m²</u> 未満
P (1.1 以下)	<u>110,000</u>	<u>81,000</u>	<u>54,000</u>
S (1.1 超過、1.5 以下)	<u>99,000</u>	<u>73,000</u>	<u>49,000</u>
A (1.5 超過、1.9 以下)	<u>78,000</u>	<u>58,000</u>	<u>38,000</u>
B (1.9 超過、2.3 以下 (防 火仕様の場合は2.9 以下))	<u>52,000</u>	<u>38,000</u>	<u>25,000</u>

B (1.9 超過、 2.3 以下 (防 火仕様の場 合は 2.9 以 下))	<u>98,000</u> 円	<u>78,000</u> 円	<u>57,000</u> 円	<u>37,000</u> 円
---	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

ウ 断熱防犯窓(国の住宅省エネキャンペーンにおいて「断熱等+防犯窓」として登録されている製品に限る。)

<u>窓1か所当 たりの面積</u>	<u>4.0 m² 以上</u>	<u>2.8 m² 以上</u>	<u>1.6 m² 以上</u>	<u>0.2 m² 以上</u>
<u>グレード (熱貫流率)</u>	<u>(特 大)</u>	<u>未満 (大)</u>	<u>未満 (中)</u>	<u>未満 (小)</u>
<u>P (1.1 以下)</u>	<u>399,00 0円</u>	<u>317,00 0円</u>	<u>235,00 0円</u>	<u>157,00 0円</u>
<u>S (1.1 超過、 1.5 以下)</u>	<u>269,00 0円</u>	<u>215,00 0円</u>	<u>158,00 0円</u>	<u>107,00 0円</u>
<u>A (1.5 超過、 1.9 以下)</u>	<u>212,00 0円</u>	<u>168,00 0円</u>	<u>125,00 0円</u>	<u>84,000 円</u>
<u>B (1.9 超過、 2.3 以下 (防火 仕様の場合は 2.9 以下))</u>	<u>141,00 0円</u>	<u>112,00 0円</u>	<u>82,000 円</u>	<u>53,000 円</u>

エ ガラス交換

<u>ガラス1枚当 たりの面積</u>	<u>2.0 m² 以上</u>	<u>1.4 m² 以上</u>	<u>0.8 m² 以上</u>	<u>0.1 m² 以上</u>
<u>グレード</u>		<u>2.0 m²</u>	<u>1.4 m²</u>	<u>0.8 m²</u>

(新設)

ウ ガラス交換

<u>ガラス1枚当たりの面積</u>	<u>1.4 m²</u>	<u>0.8 m²</u>	<u>0.1 m²</u>
<u>グレード (熱貫流率)</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>

(熱貫流率)	<u>(特大)</u>	<u>未満(大)</u>	<u>未満(中)</u>	<u>未満(小)</u>
P (1.1 以下)	<u>69,000</u> 円	<u>55,000</u> 円	<u>34,000</u> 円	<u>11,000</u> 円
S (1.1 超過、1.5 以下)	<u>45,000</u> 円	<u>36,000</u> 円	<u>24,000</u> 円	<u>7,000</u> 円
A (1.5 超過、1.9 以下)	<u>37,000</u> 円	<u>30,000</u> 円	<u>19,000</u> 円	<u>5,000</u> 円
B (1.9 超過、2.3 以下)	<u>23,000</u> 円	<u>19,000</u> 円	<u>12,000</u> 円	<u>3,000</u> 円

オ ドア交換

グレード (熱貫流率)	助成単価
P (1.1 以下)	<u>220,000 円</u>
S (1.1 超過、1.5 以下)	<u>149,000 円</u>
A (1.5 超過、1.9 以下)	<u>117,000 円</u>
B (1.9 超過、2.3 以下)	<u>78,000 円</u>

二 分譲集合住宅の管理組合が申請者であり、かつ、改修戸数が 50 戸以上となる場合の助成金の交付額は、助成単価の合計の額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。

三 一及び二の助成金額は、申請属性と改修する窓の種別に応じて、一住戸当たり又は一申請当たり次の額を上限とする。

<u>申請属性</u>	<u>改修する窓の種別</u>	
		<u>通常断熱窓のみ</u> <u>断熱防犯窓を含む</u>

		<u>1.4 m²</u> <u>未満</u>	<u>0.8 m²</u> <u>未満</u>
P (1.1 以下)	<u>36,000</u>	<u>22,000</u>	<u>7,000</u>
S (1.1 超過、1.5 以下)	<u>24,000</u>	<u>16,000</u>	<u>4,000</u>
A (1.5 超過、1.9 以下)	<u>20,000</u>	<u>12,000</u>	<u>3,000</u>
B (1.9 超過、2.3 以下)	<u>13,000</u>	<u>8,000</u>	<u>2,000</u>

エ ドア交換

グレード (熱貫流率)	助成額
P (1.1 以下)	<u>110,000</u>
S (1.1 超過、1.5 以下)	<u>99,000</u>
A (1.5 超過、1.9 以下)	<u>78,000</u>
B (1.9 超過、2.3 以下)	<u>52,000</u>

二 分譲集合住宅の管理組合が申請者であり、かつ、改修戸数が 50 戸以上となる場合、助成単価を 100 分の 120 を乗じて得た額とし、一住戸当たり 1,560,000 円を上限とする。

三 改修する窓が、国の住宅省エネキャンペーンにおいて「断熱等+防犯窓」として登録されている製品の場合、当該窓の助成単価を 100 分の 250 を乗じて得た額とし、一住戸当たり 3,250,000 円を上限とする。

<u>戸建住宅</u>		<u>一住戸当たり</u>	<u>一住戸当たり</u>
<u>集合住宅（戸別改修）</u>		<u>2,000,000 円</u>	<u>3,000,000 円</u>
<u>集合住宅</u> <u>（全体改修）</u>	<u>合計改修戸数</u> <u>窓・ドアの</u>	<u>49 戸</u> <u>以下</u>	<u>1 申請当たり</u> <u>2,000,000 円に合計改修戸数を乗</u> <u>じた額</u>
		<u>50 戸</u> <u>以上</u>	<u>1 申請当たり</u> <u>2,400,000 円に合計改修戸数を乗</u> <u>じた額</u>

(2) (現行のとおり)

(3) 高断熱浴槽

助成金の交付額は、一住戸当たり 95,000 円とする。

(4) (現行のとおり)

第5から第7まで (現行のとおり)

(2) (略)

(3) 高断熱浴槽

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であって、一住戸当たり 95,000 円を上限とする。

(4) (略)

第5から第7まで (略)